

公益財団法人 日本骨髄バンク
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日
第 1 次改正 平成 27 年 9 月 18 日
(別表改正) 平成 27 年 9 月 18 日
(別表改正) 平成 29 年 6 月 29 日

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「本法人」という。）の定款第 18 条及び第 37 条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、週 3 日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 14 条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額 900,000 円以内とし、理事については理事会が定め、監事については監事の協議により定める。
- 3 非常勤役員に対しては、理事会、業務運営会議、諮問委員会等への出席のほか、非常勤理事については理事長から委嘱されたドナーフォローアップ業務、認定施設監査、ドナー登録推進のための登録会や講演会への出席及び講師等の業務については、その都度、日当を支払うことができる。ただし非常勤理事について、業務内容によっては、日当 30,000 円を上限として理事会で定めることができる。
- 4 常勤役員には、毎年 6 月及び 12 月に役員賞与を支給することができる。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 6 評議員には、定款第 18 条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

(本人確認)

第 3 条の 2 本法人は、前条の報酬を支給する場合は、番号法及び関連法令等（省令やガイド

ラインなどを含む)により、本人確認を行うことがある。

(報酬等の額の決定)

第4条 本法人の常勤役員の報酬月額は別表第1のとおりとする。

- 2 本法人の非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与の総額は別表第3「常勤役員賞与」のとおりとし、理事は理事会が定め、監事は監事の協議により定める。
- 4 常勤役員の退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 5 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 6 各評議員の報酬等は、定款第18条に定める金額の範囲内において別表第5に基づき支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月職員給与の支給日に支払うものとする。評議員、非常勤役員にあつては、評議員会や理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本法人は、役員及び評議員がその職務執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

○別表第 1 常勤役員の報酬

年間報酬総額 上限 14,400,000 円(賞与を含む)

○別表第 2 非常勤役員の報酬

理事会等出席の都度、日当として一人一律 2,000 円（源泉所得税控除後の金額）。ただし、非常勤理事の業務内容によっては、日当の上限を 30,000 円（源泉所得税控除後の金額）として、理事会で定めることができる。

○別表第 3 常勤役員賞与

基準日在職の常勤役員の報酬月額×（＊期末手当の係数＋勤勉手当の係数）

＊係数は前年度の人事院勧告を準用

平成 22 年度人事院勧告 期末手当 2.60／勤勉手当 1.35

○別表第 4 常勤役員退職手当の算出要領

（１）勤続 5 年までの期間については、勤続期間 1 年につき

$$\text{役員別最終報酬月額} \times \frac{100}{100}$$

（２）勤続 5 年を超え 10 年までの期間については、勤続期間 1 年につき

$$\text{役員別最終報酬月額} \times \frac{120}{100}$$

○別表第 5 評議員の報酬

評議員会出席の都度、日当として一人一律 2,000 円（源泉所得税控除後の金額）。
評議員の報酬の年間総額は、1,000,000 円を超えないこととする。

※別表は平成 29 年 6 月 29 日から実施する。